

廃棄物(ごみ)の野焼きは禁止されています

木くず、紙くず、廃ビニールなどの廃棄物をそのまま焼却したり、ドラム缶等簡易な焼却炉で燃やしたりすることを『野焼き』といい禁止されています。

また、小型焼却炉の基準も強化され、基準を満たさないブロック積み
の炉等の家庭用焼却炉のほとんどが法律で使用禁止となっています。

野焼きを行うと、大量の煙や臭いの発生によって、近隣に迷惑を掛け、健康への影響が心配されています。

また、違反すると悪質な場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金もしくはその両方が科せられます。

なお、産業廃棄物については、別途さらに厳しい規定があります。



◇野焼きの例外

次の場合は適正な焼却と認められています。

- (1) 国、県や市町村が河川などを管理する上で排出した刈り草、切った枝などの焼却
 - (2) 災害により発生した木くずなどの焼却
 - (3) 風俗慣習または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
 - (4) 農作業、森林管理などで行われる収穫後のつるや刈り草などの焼却（廃ビニールを含まないものに限る）
 - (5) 日常生活を営む上で行っているたき火、キャンプファイヤーなど
- ※たき火とは：戸外で集めた落ち葉や木片などを燃やすことです。

野焼きの例外となっているものでも、臭気や煙害等生活上支障のある場合は、行政指導の対象となります。風向きや時間帯などを考慮し、近所迷惑にならないよう注意しましょう。家庭でのごみ焼却はやめて、市の収集に出してください。

平成16年度
最優秀作品

●小・中学校の部

“きれいな川と海づくり 取り組む心が金メダル”

● 一般の部

“肥後に水あり 子に未来あり”

募集作品 応募は1人3点以内とし、1点につき漢字・ひらがなを含め20文字以内。作品は、自作、未発表のものに限ります。作品の返却はいたしません。

募集部門 「小・中学校の部」
および「一般の部」

応募方法 郵送（はがき、封書）、FAXまたは電子メールにより、標語と、郵便番号、住所、氏名、年齢（学生の場合）は学校名、学年、電話番号を記載の上、応募ください。

応募締切 9月9日（金）（当日消印有効）

表彰 各部門で最優秀作1点、優秀作3点、佳作6点程度を表彰し、賞状および記念品を贈呈します。

応募・問合せ先
〒862-8570
県環境保全課水保全対策室
☎096-383-1111
FAX 096-387-7612
メール
kankyuhozen@pref.kumamoto.jp
oto.j.jp
ホームページ
<http://www.pref.kumamoto.jp/eco/movement/index.html>

県では、有明海・八代海再生に向けた施策の一つとして、またきれいな川と海を健全な姿で次の世代に継承していくため、県民の皆さま方とパートナーシップのもと連携して、川や海を守るさまざまな活動に取り組んでおります。

この県民運動の一環として、水環境の保全を県民の皆さまに呼び掛ける標語を募集しますので奮って応募ください。

「くまもと・みんなの川と海づくり県民運動」
水環境保全標語募集

水環境保全標語募集

ごみのない きれいなまちを!

6月は環境月間です

不法投棄などごみに関する連絡・お問い合わせは
環境衛生課 ☎32-1111(内線248・249)まで

不法投棄はやめましょう!!

廃棄物をみだりに道路・川・海・山林・他人の田畑等に捨てることは、法律で禁止されています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条）

具体的には、

◆タバコの吸殻、空き缶、空きびん等のポイ捨て

◇路上などに自動車を放置するこゝ

◇山林などに電化製品、自転車、バイクを捨てること

◆建設廃材、農業資材などの産業廃棄物を捨てることなどが挙げられます。

市内にも不法投棄されている場所があり、巡回パトロールや警告看板の設置・指導などの対応をしています³、投棄箇所は増加傾向にあります。

美しい自然を守るためにも、不法投棄は「犯罪」であることを認識し、絶対しないようにしましょう。

なお、不法投棄されたごみは土地の所有者・管理者の責任で処理をしなければなりません。

せん。

土地を所有・管理する側でもごみを捨てられないよう適正に管理し、不法投棄されない環境づくりをお願いします。

宇城市では松橋駅周辺に長期にわたり放置してある自転車の対応に困っています。

困っています
駅周辺の放置自転車



不法投棄されたごみの山（小川町）

●● 廃棄物を不法投棄すると ●●

5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金、または、この両方が科せられます。（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第8項』）

※法人の代表者、従業員等が不法投棄した場合は、捨てた人を罰するほか、法人に対して**1億円以下の罰金**が科せられます。（『廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1号』）

宇城市では、パトロールを実施し、警察と連携をとりながら積極的に取り締まりを行います。不法投棄の現場を見掛けたら、車のナンバー等を宇城市役所環境衛生課（☎32-1111）まで通報してください。



松橋駅に放置された自転車の数々